## 佐賀県教育委員会告示第二号

告示第二号) は、平成二十一年三月十二日死亡したので、佐賀県文化財保護条例 者の認定及び佐賀県重要無形文化財唐津焼の指定は解除された。 (昭和五十一年佐賀県条例第二十二号)第二十条第六項の規定により当該保持 佐賀県重要無形文化財唐津焼の保持者中里忠夫 (平成四年佐賀県教育委員会

平成二十一年五月八日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永

宏

無第六号	記号番号
( 工芸技術 ) 佐賀県重要無形	種別
唐津焼	名称
里逢庵)	保持者
番二九号 三月一 三月一 三月一 三月一	住所
三月一二日	解除年月日